

秋田県公報

目次	ページ
----	-----

告示	
字の区域の変更(七六一・市町村課).....	1
結核予防法による医療機関の指定(七六一・秋田中央保健所).....	2
結核予防法による指定医療機関の指定の辞退(七六三・秋田中央保健所).....	2
地籍調査に関する事業計画(七六四・農山村振興課).....	2
平成十六年度改良普及員資格試験の合格者(七六五・農畜産振興課).....	3
保安林予定森林の指定通知(七六六・森林整備課).....	3
既存の大規模小売店舗の変更に関する届出(七六七、七六八・商工業振興課).....	3
大規模小売店舗の変更に関し聴取した意見の概要(七六九、七七〇・商工業振興課).....	5
道路区域の変更及び供用開始(七七二・道路環境課).....	5
道路区域の変更(七七二、七七三・道路環境課).....	6
公告	
土地改良区の役員の退任及び就任の届出(平鹿地域振興局農林部).....	7
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)三件.....	7

告 示

秋田県告示第七百六十一号
 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、仙北郡仙南村の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同村長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

右の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第二項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地

処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。
 平成十六年九月二十八日

秋田県知事 寺田典城

変更前の字の区域	変更後の字の区域
仙北郡仙南村上深井字谷地中 一一〇から一一二まで、一一三の一、一一三の三及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部	仙北郡仙南村上深井字耳取
仙北郡仙南村上深井字大谷地 字耳取三〇〇に隣接する水路である国有地の全部	仙北郡仙南村上深井字谷地中
仙北郡仙南村上深井字耳取 二六七の一の一部、二六八から二七一までの各一部、二七六の一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部並びに二九二の二、二九三の二、二九四の二に隣接する水路である国有地の全部	仙北郡仙南村上深井字大谷地
仙北郡仙南村上深井字大谷地 一一三の一の一部、一四二の二の一部、一四五、一四六の二の一部、一四七の二の一部、一四八の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	仙北郡仙南村上深井字大谷地
仙北郡仙南村上深井字耳取 二九四の二、二九五の二、二九六の三、二九六の四、二九七の二、二九八の二、二九九、三〇〇に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	仙北郡仙南村上深井字大谷地
仙北郡仙南村上深井字矢矧殿 一九〇から一九五までの各一部、一九六の一の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である	仙北郡仙南村上深井字大谷地

名称	雄和薬局
所在地	秋田県河辺郡雄和町妙法字上大部百三十三番地三
指定年月日	平成十六年七月八日

秋田県告示第七百六十二号
 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五第一項の規定に基づき、告示する。
 平成十六年九月二十八日
 秋田県知事 寺田典城

国有地の全部	仙北郡仙南村上深井字中谷地 一六九の一、一六九の二、一七一、一七三、一七五から一八三まで、一八五から一八八まで、一八九から一九四までの各一部、一九五の三の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部 仙北郡仙南村上深井字中谷地 一六八の一部、一六九の一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部 仙北郡仙南村上深井字中谷地 二一〇の二及び八二、二二〇の一に隣接する道路、水路である国有地の一部 仙北郡仙南村上深井字中谷地 一の二の一部、二、三の一部、五の二の一部、六の一部、七八の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部	仙北郡仙南村上深井字矢矧殿 仙北郡仙南村上深井字矢矧殿 仙北郡仙南村上深井字谷地岸
--------	---	---

秋田県告示第七百六十三号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があったので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、告示する。
 平成十六年九月二十八日
 秋田県知事 寺田典城

名称	所在地	辞退年月日
安田医院	男鹿市船越字本町一〇	平成十六年七月二十四日

秋田県告示第七百六十四号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定により、次のとおり平成十六年度地籍調査に関する事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき公示する。
 平成十六年九月二十八日
 秋田県知事 寺田典城

- 一 調査を行う者の名称
 鷹巣町
- 二 調査地域
 变更前 北秋田郡鷹巣町坊沢・鷹巣・脇神・綴子字菅ノ沢出口ほか四十二字
 变更后 北秋田郡鷹巣町坊沢・鷹巣・脇神・綴子字菅ノ沢出口ほか五十二字
- 三 調査期間
 平成十六年四月二十七日から平成十七年三月三十一日
- 二 調査を行う者の名称
 協和町
- 二 調査地域
 变更前 仙北郡協和町荒川字石森ほか三十一字
 变更后 仙北郡協和町荒川・船岡・境字苅谷沢ほか三十三字
- 三 調査期間
 平成十六年四月二十七日から平成十七年三月三十一日
- 三 調査を行う者の名称

- (一) 十文字町
調査地域
- (二) 変更前 平鹿郡十文字町仁井田・佐賀会字上川原ほか十五字
変更後 平鹿郡十文字町仁井田・佐賀会字上川原ほか十六字
調査期間
平成十六年四月二十七日から平成十七年三月三十一日
- (三)

秋田県告示第七百六十五号

平成十六年九月二日及び同月三日に実施した平成十六年度改良普及員資格試験の結果次の者が合格したので、改良普及員資格試験条例施行規則（平成四年秋田県規則第十五号）第五条第一項の規定に基づき、公表する。
平成十六年九月二十八日

受験番号	氏名	受験番号	氏名	秋田県知事	寺田典城
一	堀越綾子	三	横山淳子	五	木村真里江
六	佐藤香織	七	吉田樹史	一一	佐藤弘明
一四	長谷川欣哉	一五	村上樹学	一七	横山麻衣子
二〇	金貴裕	二七	小松聖虎	二九	鈴木未来
三〇	小鴨祥俊	三一	佐藤和恵	三二	滝沢恵樹
三七	菊地嵩之	三八	佐藤圭	三九	小西由佳
四一	内藤恭子	四二	小助川奏子	四三	東條良子
四四	田邊謙二	四六	青野一恵	四九	森晶子
五一	高橋愛也	五二	梅津将行	五三	村松亜矢
五四	川村真奈美	五五	鈴木洋志	五七	欠端俊介
五八	平山由子	六一	板垣千絵	六二	善本さゆり
六三	千田さゆり	六四	高橋恵美	六六	小関元
六七	佐藤雄太	六八	成瀬正昭	七〇	齋藤恵美
七二	石川恭子	七四	板橋秀樹	七五	高井淳

秋田県告示第七百六十六号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定に基づき、告示する。
平成十六年九月二十八日

- (一) 保安林予定森林の所在場所

秋田県知事 寺田典城

- (一) 河辺郡河辺町岩見字俄沢一二一、一四一、雄和町萱ヶ沢字西風沢三〇、三六、相川字源八沢一七五の一

指定の目的 土砂の流出の防備

- (三)(二) 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

河辺町岩見字俄沢一四一

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

- (一) 保安林予定森林の所在場所

河辺郡雄和町平尾鳥字西野五七、六四、六五、女米木字高麓沢一六五、一六五の八、一六五の一、一六五の一四、種沢字大沢一四の一、一四の二、一五、字堤ヶ沢二、萱ヶ沢字杉菜沢一六、字船ヶ沢七九、八〇の一、秋田市上北手猿田字弥生館八五

指定の目的 土砂の崩壊の防備

- (三)(二) 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

- (一) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課及び秋田地域振興局農林部並びに秋田市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。

秋田県告示第七百六十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十六年九月二十八日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社伊徳 代表取締役 伊藤 碩彦

大館市清水四丁目四番十五号

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
いとく鹿角ショッピングセンター

鹿角市花輪字下夕町百六十四番地一外

(三) 変更しようとする事項

(1) 小売業を行う者の閉店時刻
株式会社伊徳、有限会社フオトブル、株式会社タツミヤ、木村純一

ア 変更前 午後九時
イ 変更後 午後十一時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
ア 変更前 午前八時四十五分から午後九時十五分まで
イ 変更後 午前八時四十五分から午後十一時十五分まで

(四) 変更する年月日
平成十六年九月二十日

二 届出年月日
平成十六年九月十七日

三 関係書類の縦覧場所及び期間
縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
鹿角市役所 観光工課

(二) 縦覧期間
平成十六年九月二十八日から平成十七年一月二十八日まで

四 意見書の提出先
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項
意見を述べる者の氏名及び住所
意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(二)(一)

(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第七百六十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十六年九月二十八日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社伊徳 代表取締役 伊藤 碩彦

大館市清水四丁目四番十五号

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
いとく男鹿店

男鹿市船川港比詰字大巻二十一 一外

(三) 変更しようとする事項
(1) 小売業を行う者の閉店時刻
株式会社伊徳、株式会社秋田東急、有限会社湊谷

ア 変更前 午後九時
イ 変更後 午後十一時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
ア 変更前 午前八時四十五分から午後九時十五分まで
イ 変更後 午前八時四十五分から午後十一時十五分まで

(四) 変更する年月日
平成十六年九月二十日

二 届出年月日
平成十六年九月十七日

三 関係書類の縦覧場所及び期間
縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
男鹿市役所 観光工課

(一) 縦覧期間
平成十六年九月二十八日から平成十七年一月二十八日まで

(二) 縦覧期間

県道		新	旧
		秋田八郎潟線	秋田八郎潟線
		"	秋田市旭川南町二二九番七三から添川字地ノ内一七〇番六まで
		一八・〇〇〇～二八・〇〇〇	一八・〇〇〇～二五・五〇〇
		〇・八八六	〇・八八六

二 供用開始の期日 平成十六年九月二十八日
 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十六年九月二十八日から同年十月十二日まで
 秋田県告示第七百七十二号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十六年九月二十八日
 秋田県知事 寺 田 典 城

県道		新	旧
		大曲田沢湖線	大曲田沢湖線
		仙北郡千畑町千屋字上向野七四番三地先から浪花字南荒井五六番四まで	仙北郡千畑町千屋字上向野七四番二地先から浪花字南荒井五六番一まで
		九・四〇〇～六一・六〇〇	八・六〇〇～三六・〇〇〇
		〇・二二九	〇・二二九

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十六年九月二十八日から同年十月十二日まで
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十六年九月二十八日
 秋田県知事 寺 田 典 城

県道		新	旧
		稲庭関口線	稲庭関口線
		"	雄勝郡稲川町字下川原三五八番から三梨字上久保二七六番地先まで
		八・五〇〇～四二・五〇〇	三・〇〇〇～三二・〇〇〇
		〇・九七〇	〇・九七〇

一 道路の区域
 秋田県告示第七百七十三号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十六年九月二十八日
 秋田県知事 寺 田 典 城

公 告

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
(一) 場所 建設交通部道路環境課
期間 平成十六年九月二十八日から同年十月十二日まで

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、平鹿郡大雄村宮田土地改良区から次のとおり役員(の退任及び就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
平成十六年九月二十八日

秋田県知事 寺田典城

一 退任理事の住所及び氏名

- 平鹿郡大雄村宮田字下新処百三十六番地
- 字田町百九十一番地
- 字下新処百三十四番地
- 字平柳四十八番地
- 字五十六番地
- 字剩水二百二十九番地
- 宮田字下田町二十八番地
- 雄物川町薄井字薄井二百二十七番地
- 会塚字大塚百九番地
- 薄井字下宮田百二十三番地

二 就任理事の住所及び氏名

- 平鹿郡大雄村宮田字下新処百三十四番地
- 雄物川町会塚字大塚百九番地
- 大雄村字剩水二百二十九番地
- 雄物川町薄井字薄井二百二十七番地
- 大雄村宮田字平柳四十八番地
- 字下新処百三十六番地
- 字下田町二十八番地
- 雄物川町薄井字下宮田百二十四番地
- 大雄村宮田字田町百九十一番地
- 五十六番地

三 退任監事の住所及び氏名

- 平鹿郡雄物川町薄井字家後四十四番地三

- 小沼廣慈
- 高橋義広
- 藤山善次
- 横井俊夫
- 土田喜一郎
- 小沼重一
- 高橋誠一
- 小野重一
- 佐藤賢一
- 横井一朗
- 藤山善次
- 佐藤賢一
- 小野重一
- 高橋誠一
- 高橋義広
- 土田喜一郎
- 越前忠男

平鹿郡大雄村宮田字下田町五十二番地
三十七番地
就任監事の住所及び氏名
平鹿郡大雄村宮田字下田町五十二番地
雄物川町薄井字家後四十四番地三
字薄井八十五番地一

- 小松田隆一
- 加賀重蔵
- 小松田隆一
- 越前忠男
- 佐藤昭一

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十六年九月二十八日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

- (一) 購入物品名及び数量
光スペクトラムアナライザ 一式
- (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
平成十七年二月十日(木)
- (四) 納入場所
秋田県高度技術研究所

二 入札に参加する者に必要な資格

- (一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三八)

四 入札執行の日時及び場所

- 秋田県の休日を除き、平成十六年九月二十八日(火)から同年十月七日(木)までの期間、随時交付する。
- 入札執行の日時及び場所
平成十六年十月十五日(金) 午前十一時
秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とす。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十六年九月二十八日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

十八ギガヘルツ対応EMI測定システム 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十七年二月二十八日(月)

(四) 納入場所

秋田県高度技術研究所

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(三) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を除き、平成元年秋田県条例第二十九号(第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年九月二十八日(火)から同年十月七日(木)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年十月十五日(金)午前十一時十五分

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とす。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十六年九月二十八日

秋田県知事 寺田典城

入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

十八ギガヘルツ対応EMI測定システム 一式

購入物品の仕様等

(二) 納入期限

平成十七年二月二十八日(月)

(三) 納入場所

秋田県高度技術研究所

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十六年九月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び数量
小型切削動力計 一式
 - (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
 - (三) 納入期限
平成十六年十一月十二日（金）
 - (四) 納入場所
秋田県工業技術センター
- 二 入札に参加する者に必要な資格
- (一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。
 - (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 - (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
秋田県出納局管財課（電話〇一八 八六〇 二七三八）
 - (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年九月二十八日（火）から同年十月七日（木）までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
平成十六年十月十五日（金）午前十一時三十分
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）（第六十條から第六十三條までに規定するところによる）。
- 六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(五) その他
詳細は、入札説明書による。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)876600
FAX(0863)000505
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄